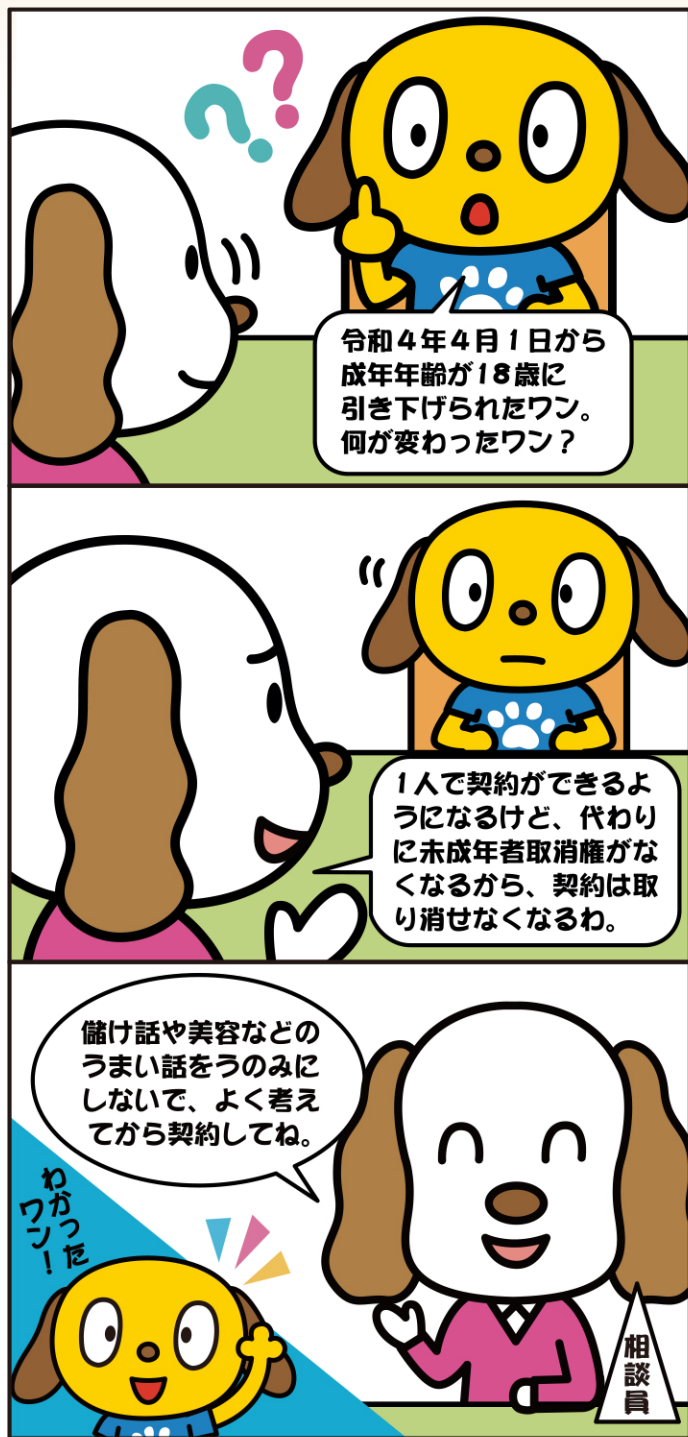


成年年齢が18歳に引き下げられました



民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。今後は自分の意思のみでさまざまな契約ができるようになります。一方、飲酒や喫煙、競馬・競輪などのギャンブルは、従来通り20歳まで禁止されます。

【未成年者契約の取消し】

未成年者は成年者と比べて知識や経験が不足していることから、一定の要件を満たした場合、契約を取り消すことができます。契約を取り消すと、支払った代金があれば返金されます。受け取った商品がある場合は、原状のまま返品することになります。

トラブルに遭わないために

成年年齢の引き下げにより、18歳・19歳の消費者トラブルが増える恐れがあります。この年代は儲け話などお金に関するトラブルのほか、エステティックサービスや美容医療など美容に関するトラブルが多くみられます。うまい話をうのみにせず、よく考えてから契約しましょう。困ったときは、早めに相談してください。



成年年齢引き下げで18歳・19歳のトラブルが増えるかもしれないワン。困ったときは早めに相談するワン!